

～本人の所在に関する情報提供を依頼した。また、全国の生命保険会社・共済組合、銀行に財産調査を行った。(本人の所在、資産等新たな情報は発見できなかった)
 今後も、債務者の所在確認、財産調査等を行い債権回収に努める。
 ○ 過年度分のうち「六甲市内不法投棄事件」については、債務者は1個人であり、現在、行方不明であるため所在確認中である。
 昨年度は、住民票、戸籍の取得による現状調査に加え、全国の生命保険会社・共済組合、銀行に財産調査を行い、差押えを実施した。
 今後も、債務者の所在確認、財産調査等を行い債権回収に努める。
 ② 廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用延滞金
 平成27年度分の行政代執行撤去費用延滞金については、債務者は3法人7個人であり、3法人7個人から分割納付での納付を得ている。
 今後は、分割納付を行っている3法人7個人について、毎月の納付状況を注視し遅延無く納付させ債権回収に努める。
 2) (発生原因の検証結果)
 購入した切手の受入日を、物品要求した日と錯誤し、入力してしまった。
 (今後の対応策等)
 郵便切手類受払簿の入力内容について、管理職員が随時チェックし、再発防止を図る。

| | | | |
|---------------------------|---|---|---|
| 監査対象所属 監査対象期間 監査実施日 | 森林環境部 森林整備課 平成28年度 平成29年6月21日、7月28日 | 監査の結果 (指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 雑入(土砂の不法投棄に係る不当利得の返還請求) 過年度分 先数 1件 33,286,050円 | 1) (今後の対応策等) 当該案件には、当該が所管する私法上の債権のほか、治水課が所管する河川法に基づく公法上の債権と私法上の債権があり、連携して対応している。 公法上の債権は本年度その一部が回収されたところである。 債務者は土地資産を有しているが、これを換得するためには、相続財産管理人が選任される必要があることから、選任申立の有無に |
|---------------------------|---|---|---|

| | | | |
|---------------------------|---|--|---|
| 監査対象所属 監査対象期間 監査実施日 | 森林環境部 林業振興課 平成28年度 平成29年6月20日、7月28日 | 監査の結果 (指導事項) 2件 (収入1、契約1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 【一般会計】 ① 林業構造改善事業費補助金返還金 過年度分 先数 1件 14,807,804円 ② 林業構造改善事業費補助金返還金延滞利息 過年度分 先数 1件 150,852円 【林業・木材産業改善資金特別会計】 ① 林業・木材産業改善資金貸付金償還金 過年度分 先数 3件 22,599,000円 ② 林業・木材産業改善資金貸付金償還金違約金 過年度分 先数 2件 725,582円 | 1) (今後の対応策等) 【一般会計】 債務者の事業廃止による返済の停滞によるものであり、債務者が平成28年7月に破産したこと、以降は保証人に対して電話又は面談による催告と財産状況の把握を行うとともに、支払計画の提出を請求した。 今後も引き続き債権回収に努めていく。 【特別会計】 債務者の業績不振や事業廃止による返済の停滞によるものであり、債務者3名に対して電話又は面談により催告を行った結果、全債務者から一部返済があり、過年度分180,000円が償還された。 今後も引き続き債権回収に努めていく。 2) (発生原因の検証結果) 借入証書の特約条項第1条(3)に基づき運用実績を提出する際、借受者が売上債権回転率について十分に理解していなかったため、誤った記載をしていた。 また、報告書の提出が貸付金の返済後であり、例年、遅滞なく手続がなされていたことから、果担当者による運用実績の確認が不十分であった。 (今後の対応策等) 運用実績を適切に把握するため、貸付期間内の売掛債権取引等の資料の添付を指導し、再発防止に努める。 |
|---------------------------|---|--|---|

| | | | |
|---------------------------|--|--|------------------------------------|
| 監査対象所属 監査対象期間 監査実施日 | 森林環境部 具有林課 平成28年度 平成29年6月21日、7月28日 | 監査の結果 (指導事項) 2件 (収入1、契約1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 | 1) (今後の対応策等) 滞納者の無資力による未払いが原因であ |
|---------------------------|--|--|------------------------------------|

| | | | |
|---------------------------|---|---|---|
| 監査対象所属 監査対象期間 監査実施日 | 森林環境部 森林整備課 平成28年度 平成29年6月21日、7月28日 | 監査の結果 (指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 雑入(土砂の不法投棄に係る不当利得の返還請求) 過年度分 先数 1件 33,286,050円 | 1) (今後の対応策等) 当該案件には、当該が所管する私法上の債権のほか、治水課が所管する河川法に基づく公法上の債権と私法上の債権があり、連携して対応している。 公法上の債権は本年度その一部が回収されたところである。 債務者は土地資産を有しているが、これを換得するためには、相続財産管理人が選任される必要があることから、選任申立の有無に |
|---------------------------|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 「清里の森」別荘地の建物収去・土地明渡し請求訴訟に係る建物強制収去経費 過年度分 先数 24件 7,743,225円 | 2) 「森林文化の森」内の歩道を対象とする施設管理賠償責任保険について、平成28年7月に更新して継続加入すべきところ、平成28年10月からの加入となっており、未加入の期間が3か月間生じていた。 |
| る。文書及び訪問による催告、財産等の状況について情報収集を行い、未収金の早期回収に努めている。 | 2) (発生日の検証結果) 担当者が平成28年6月から長期療養に入り、担当内で契約更新事務について引継ぎがなされなかった。 (今後の対応策等) 再発防止策として、契約保険会社より期間満了の1か月前までに期間満了通知を受けることとした。 また、管理職、担当補佐による業務の進行管理の徹底及び担当業務における主担当、副担当の徹底に努めている。 |

| | |
|--------|----------------------|
| 監査対象所属 | 森林環境部 中北林務環境事務所 |
| 監査対象期間 | 平成28年度 |
| 監査実施日 | 平成29年5月22日～24日、6月20日 |

| | |
|--|---|
| 監査の結果 | |
| (指摘事項) 1件 (収入1) | 講じた措置 |
| 1) 平成22年度から平成25年度分の清里の森別荘地の賃料相当損害金に係る調定4件が、平成29年3月に行われており遅延していた。(合計 2,737,370円) | 1) (発生日の検証結果) 本調定については、賃料相当損害金等に係る裁判を行っており、その判決を踏まえ対応するところであったが、調定期間についての認識が不明確で、組織内の連携が不十分であったことや、担当者の異動に伴う引継ぎが適切に行われなかったため、適切な時期に調定がされなかった。 (今後の対応策等) 今回のような裁判に関わる収入事務等特殊な事例の場合は、事例が発生した際に対応方法をマニュアル等を記載した書類を作成し、当該事例の内容を正確に認識すると共に、組織内の情報共有を図ること等により、適時、適切な事務の執行に努める。 また、担当者だけでなく、所長、次長、担当課長等の引継書に必ず明記し、引継が適切に行われるようにしていくことにより、再発防止に努める。 |
| (指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 【一般会計】 ①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 2件 74,424円 【恩賜固有財産特別会計】 ①土地貸付料 過年度分 24,140,269円 | 1) (今後の対応策等) 【一般会計】 平成15年度分1件60,107円及び平成16年度分1件14,317円については、毎年、債務者に文書で督促を行うとともに、電話にて督促を行い、居住地に赴き状況を確認する中で納入を促している。 2件とも、債務者の倒産により法人として |

| |
|---|
| 平成28年度分 3,411,761円 合計 先数 24件 27,552,030円 |
| ②違約金及び延滞利息 過年度分 1,944,271円 平成28年度分 91,112円 合計 先数 19件 2,035,383円 |
| ③雑入(和解に基づく滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払賃料、損害金及び延滞違約金の支払請求訴訟に係る損害金) 過年度分 569,930円 平成28年度分 2,737,370円 合計 先数 3件 3,307,300円 |

の実態がなく今後の回収が見込めなかったため、不納欠処理に向け関係課と協議を進める。
【恩賜固有財産特別会計】
「清里の森」を除く果有地の貸付において、未収金に係る収納の実績はなかった。
土地貸付料(過年度分) 1件 4,517,661円、
違約金及び延滞利息(過年度分) 1件 108,386円については、債務者が破産手続廃止決定を受けており、連帯保証人への督促等の手段について、本庁果有林課とも協議しつつ対応を検討中。
土地貸付料(過年度分) 1件 235,551円、
違約金及び延滞利息(過年度分) 1件 10,154円については、債務者が破産手続廃止決定を受け免責決定しているが、法人所有の建物が存在していることから不納欠処理を行うことができない状態であるため、債権の取扱いについて関係課との協議を進めていく。なお、連帯保証人は存在しない。
「清里の森」の貸付において、土地貸付料(平成28年度分) 7件 1,600,647円(分納含む)、(過年度分) 7件 1,183,021円(分納含む)、
違約金及び延滞利息(平成28年度分) 8件 61,721円、(過年度分) 2件 3,385円について収納した。
「清里の森」別荘地に係る収入未済額については、「清里の森」別荘地貸付料納入促進事務取扱要領等に基づき、次のとおり督促を行っており、引き続き回収に向け努力していく。
1 「納入通知書」(納期限7月末)を送付しても納入されない場合には、
・納期限後20日経過時に「督促状」の送付
・指定期限2か月経過時に電話等による支払催告
・指定期限後5か月経過時に「督促に関する通知」の送付
・滞納繰越(10か月)時に「納付書」の送付
・滞納金額が概ね10万円以上、期間が1年以上の該当者に「催告書」及び「最終通告書」の送付等により納入を促している。
これらの督促後、なおも納付されない場合は電話督促を続けるとともに、議会の議決を経て「訴訟手続き」に移行し対応している。
2 「滞納が1年目以下であり、滞納が累積していない滞納者」については、適宜電話

| | |
|--|---|
| | <p>をかけ、早期納入と滞納が累積しないよう指導している。</p> <p>3 提訴の対象となる「滞納金額が概ね10万円以上、期間が1年以上」の対象者については、電話督促を行いつながり事情を聴く中で、滞納原因をつきとめ、権利譲渡による精算や分納による納付促進等、解決策を提示する等きめ細かな対応に努めている。</p> <p>4 延滞違約金の未収金については、延滞違約金の支払いに反発を抱いて滞納している者もいることから、延滞違約金の趣旨等を説明するとともに支払いを求めて粘り強く説得している。</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| <p>監査対象所属 森林環境部 峡東林務環境事務所</p> <p>監査対象期間 平成28年度</p> <p>監査実施日 平成29年5月22日～23日、6月21日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>公正入札違約金 過年度分 先数 1件 6,478,080円</p> | <p>講じた措置</p> <p>1) (今後の対応策等) 債務者である法人は営業休止後倒産しているが、法人の清算手続を行っていないことから、文書催告及び強戸により催告を行ってきたところである。</p> <p>9月19日に随戸した際に、債務者が無資力であることの差証となる書類を入手したことから、今後は、同様の債権を持つ県の関係部署等と連携しながら、徴収停止などの処理の協議を進めていく。</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>監査対象所属 森林環境部 富士・東部林務環境事務所</p> <p>監査対象期間 平成28年度</p> <p>監査実施日 平成29年5月29日～30日、7月11日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 2件 (収入1、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>工事契約解除に伴う違約金 過年度分 先数 1件 113,400円</p> | <p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果) 委託業者が銀行の不渡りを2回出し、事実上の倒産をした。債務者(代表取締役)は不渡りをした直後から行方が分からなくなり、期限内に違約金の入金が行われなかった。(今後の対応策等)</p> <p>平成28年10月に、債務者(代表取締役)の住所地在判明し、平成29年3月9日現地調査を実施したが、本人には会うことが出来なかった。その後、平成29年5月2日に納付書を発送したが、受領されず、保存期間切れのため返送された。今後も、定期的に住民</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <p>監査対象所属 産業労働部 産業政策課</p> <p>監査対象期間 平成28年度</p> <p>監査実施日 平成29年6月9日、7月20日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 3件 (物品2、工事1)</p> <p>1) 郵便切手類受払簿について、次のとおり不備があった。</p> <p>①購入した収入印紙について、郵便切手類受払簿に登録されていなかった。</p> <p>②備考欄に、購入先及び使用先が記載されていた。なかった。</p> | <p>票を確認し、住所地の把握に努めるとともに、現地調査を行い、債務者に違約金の支払いを求めていく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 本庁県有林課が示した「県有林素材の植種及び販売業務委託契約書」の様式に、販売業務に係る販売予定金額が記載されていた。</p> <p>(今後の対応策等) 指導事項の対応として、販売予定金額が記載された契約書様式への改正のため、当該の様式を制定している本庁・県有林課より、平成29年7月13日付県有第646号「県有林林産物委託販売実施要領」の改正について(通知)が发出された。</p> <p>同事業は、平成29年4月14日に改正前の書式で締結していたが、この通知を受けて、平成29年10月18日付けで契約書様式変更のための変更契約を実施した。</p> |
|--|--|

| | |
|--|---|
| <p>監査対象所属 産業労働部 産業政策課</p> <p>監査対象期間 平成28年度</p> <p>監査実施日 平成29年6月9日、7月20日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 3件 (物品2、工事1)</p> <p>1) 郵便切手類受払簿について、次のとおり不備があった。</p> <p>①購入した収入印紙について、郵便切手類受払簿に登録されていなかった。</p> <p>②備考欄に、購入先及び使用先が記載されていた。なかった。</p> | <p>1) (発生原因の検証結果) 収入印紙については、購入し即払い出すため、郵便切手類受払簿へ記載するという認識がなかった。また、郵便切手を使用した際に受払簿の備考欄へ購入先及び使用先を記載するという点についても認識がなかった。</p> <p>(今後の対応策等) 新たに収入印紙受払簿を作成した。また、郵便切手類受払簿の様式については購入先、使用先を記載できるように修正した。同様な誤りが起こらないよう、課内の職員に周知徹底を図った。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 担当者が事業で使用したパソコンについて、財務規則第168条に規定する占有物品受入調査及び払出調査を作成することを失念していた。</p> <p>(今後の対応策等) 出納局管理課の指導を受けるなかで占有物品受入調査及び払出調査を作成した。また、課内の職員に同様な誤りが起こらないよう周知徹底を図った。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| <p>いて、契約内容が山梨県公共事業ポータルサイトで公表されていた。</p> | <p>本工事について、契約内容を山梨県公共事業ポータルサイトで公表することについて認識がなかった。 (今後の対応策等) 山梨県公共事業ポータルサイトに契約内容を掲載した。また、課内の職員に同様の誤りが起こらないように周知徹底を図った。</p> |
|--|---|

| | |
|--------------------------|---|
| <p>産業労働部 産業振興金融課</p> | <p>平成28年度</p> |
| <p>産業労働部 新事業・経営革新支援課</p> | <p>平成29年度</p> |
| <p>平成28年度</p> | <p>平成29年6月6日、7月20日</p> |
| <p>産業労働部 労政雇用課</p> | <p>平成28年度</p> |
| <p>平成29年6月7日、7月20日</p> | <p>平成29年11月末時点 先数 7件 残高 20,170,500円</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>産業労働部 新事業・経営革新支援課</p> | <p>平成28年度</p> |
| <p>産業労働部 労政雇用課</p> | <p>平成29年度</p> |
| <p>平成29年6月7日、7月20日</p> | <p>平成29年11月末時点 先数 7件 残高 20,170,500円</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>産業労働部 企業立地・支援課</p> | <p>平成28年度</p> |
| <p>産業労働部 労政雇用課</p> | <p>平成29年度</p> |
| <p>平成29年6月8日、7月20日</p> | <p>平成29年10月31日 判決（勝訴：県の主張が全面的に認められた）</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>産業労働部 労政雇用課</p> | <p>平成28年度</p> |
| <p>産業労働部 労政雇用課</p> | <p>平成29年度</p> |
| <p>平成29年6月7日、7月20日</p> | <p>平成29年10月31日 判決（勝訴：県の主張が全面的に認められた）</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>産業労働部 労政雇用課</p> | <p>平成28年度</p> |
| <p>産業労働部 労政雇用課</p> | <p>平成29年度</p> |
| <p>平成29年6月7日、7月20日</p> | <p>平成29年10月31日 判決（勝訴：県の主張が全面的に認められた）</p> |

平成29年11月18日 判決確定

| | |
|--------|-----------------|
| 監査対象所属 | 産業労働部 産業人材育成課 |
| 監査対象期間 | 平成28年度 |
| 監査実施日 | 平成29年6月6日、7月20日 |

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 1件(契約1)

1) 全額前金払を行っている「やまなし匠の技・伝承塾」業務委託について、業務完了後に契約書第6条に基づく委託業務報告書の提出を受けているが、財務規則第122条に定める検査調書の作成等が行われていなかった。

1) (発生原因の検証結果)
財務規則第122条第2項の規定で「工事完了届、納品書、請求書等に、検査をした職員が検査済み及びその年月日を記載し、署名又は記名押印して検査調書に代えることができる」となっており、本来ならば、委託業者から受理した委託業務報告書に直接、検査済みの旨を記載すべきところ、文書管理システムにより作成した起案用紙に、検査済みである旨記載し、事務処理を行った。
(今後の対応策等)
監査の指導を受け、直ちに検査した職員が委託業務報告書に検査済みの旨及びその年月日を記載し署名押印を行った。
今後は、再発防止策として、財務規則に則って適切に事務処理が行われるよう、法令等の確認を徹底し、再発防止に努める。

監査対象所属 農政部 農村振興課

監査対象期間 平成28年度

監査実施日 平成29年7月24日、8月29日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 1件(収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
雑入(緊急雇用創出事業に係る委託料返還金)
過年度分 先数 1件 37,793,750円

1) (今後の対応策等)
債権者の申請に基づき、平成28年3月31日付で、地方自治法施行令第171条の6を根拠に分割納付による履行延期を承認しており、現在、同申請と同時に提出された支払計画書に基づき返還が行われている。
平成29年11月末現在で22,186,250円が返還され、未収金額は28,523,750円と減少しており、引き続き、支払計画書に従い返還が行われるよう管理していく。

監査対象所属 農政部 果樹・6次産業振興課(販売・輸出手支援室)

監査対象期間 平成28年度

監査実施日 平成29年7月21日、8月29日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 1件(契約1)

1) 山梨県農産物等海外販売・情報発信拠点

設置・運営業務に係る輸送業務委託契約(第4四半期)について、財務規則第122条に定める検査調書の作成等が行われていなかった。

支出命令書の「検査換収日」の欄に検査換収日を記載しなかった。
(今後の対応策等)
支出命令書の「検査換収日」の欄に検査換収を行った日を記入することを徹底する。上司によるチェックの徹底に留意する。

監査対象所属 農政部 農業技術課(担い手・農地対策室)

監査対象期間 平成28年度

監査実施日 平成29年7月24日、8月29日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 1件(収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
①農業改良資金貸付金償還金
過年度分 先数 11件 119,088,635円
②農業改良資金貸付金連約金
過年度分 22,380,461円
平成28年度分 638,721円
合計 先数 16件 23,019,182円

1) (今後の対応策等)
収入未済の回収については、山梨県債権回収及び処理やニューアル、山梨県農業改良資金債権管理要領に基づき、長期延滞債務者の農業改良資金以外の債務の把握や生活状況等の調査をするために電話や訪問面談を実施している。その中で、長期延滞債務者ごとに返済方法や返済時期についての話し合いを行っており、今後も引き続き早期返済を促していく。
平成29年11月30日現在、償還金延滞者8名から1,635千円を回収し、連約金延滞者6名から944千円を回収し、1名が完済となった。

監査対象所属 農政部 中北農務事務所

監査対象期間 平成28年度

監査実施日 平成29年5月10日～11日、6月13日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 2件(収入1、財産1)

1) 工事に伴う現場事務所等としての使用を目的とした行政財産使用料の測定において、日割計算の誤りにより、使用料が過少となっていた。

1) (発生原因の検証結果)
測定作成時における積算の単純なミスであり、起案者及び決裁における各段階での積算チェックが不十分であった。
(今後の対応策等)
徴収不足となっていた使用料845円の測定を捉え、平成29年5月23日徴収した。
今後は、積算のチェックを十分行うこととし、再発防止に努める。

2) 取得用地に未登記のものがあった。
過年度分 208筆 平成28年度分 12筆
合計 220筆

2) (発生原因の検証結果)
相続人間でのトラブルによる相続未了や境界未確定、地図訂正困難等を主な理由として過年度の未登記が発生している。
(今後の対応策等)
平成28年度分の12筆については、平成29年12月26日までに全て登記を完了した。

| | |
|--|--|
| | また、平成29年12月26日現在、過年度分の未登記は、153筆となっている。今後は、新たな未登記が発生しないよう計画の段階から、権利関係者への働きかけや情報収集を積極的に行い、障害の発生を防ぎ現年度の登記を確実に実施する。 また、過年度未登記の解消については、「過年度未登記処理方針」に基づき、各市とともに連携しながら引き続き取り組んでいく。 |
|--|--|

| | | |
|--|--|-------|
| 監査対象所属 | 農政部 峡東農務事務所 | |
| 監査対象期間 | 平成28年度 | |
| 監査実施日 | 平成29年5月15日～17日、6月16日 | |
| | 監査の結果 | 講じた措置 |
| (指導事項) 2件 (収入1、財産1) | | |
| 1) 歳入に於いて、次のとおり収入未済があった。 公正入札違約金 過年度分 先数 1件 6,090,000円 | 1) (発生原因の検証結果) 債務者が事業活動を停止し、会社所有の土地建物も処分しており、法人としての実態がない。資力の回復は見込めず、支払能力もないことから発生している。 (今後の対応策等) 全額一括回収は困難であるが、引き続き粘り強く督促等を継続するとともに、徴収停止などにより公平かつ適正な取組を行っている。 | |
| 2) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 198筆 平成28年度分 36筆 合計 234筆 | 2) (今後の対応策等) 未登記については、過年度分198筆から191筆、平成28年度分36筆から1筆に解消した(平成29年11月末時点)。「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組む。 | |

| | | |
|---|---|-------|
| 監査対象所属 | 農政部 峡南農務事務所 | |
| 監査対象期間 | 平成28年度 | |
| 監査実施日 | 平成29年5月15日～16日、7月10日 | |
| | 監査の結果 | 講じた措置 |
| (指導事項) 1件 (財産1) | | |
| 1) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 135筆 平成28年度分 6筆 合計141筆 | 1) (今後の対応策等) 平成28年度分のうち3筆及び過年度分のうち3筆の計6筆について登記を完了したので、平成29年12月5日時点の未登記は135筆。 平成28年度分のうち残る3筆については、共有名義のため各共有者から必要書類を徴したり、河川管理者との協議等が必要な案件であることから、引き続き地元の町役場など関係機関の協力を得ながら、解消に向けて | |

| | |
|--|--|
| | 調整している。 また、過年度分については、未登記原因の調査を行うとともに原因に応じた対策を講じ、その解消に努めている。今後も「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組んでいく。 未登記筆数 平成28年度分 3筆 過年度分 132筆 合計 135筆 |
|--|--|

| | | |
|---|---|-------|
| 監査対象所属 | 農政部 富士・東部農務事務所 | |
| 監査対象期間 | 平成28年度 | |
| 監査実施日 | 平成29年5月17日～19日、7月11日 | |
| | 監査の結果 | 講じた措置 |
| (指導事項) 1件 (財産1) | | |
| 1) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 11筆 平成28年度分 11筆 合計 22筆 | 1) (発生原因の検証結果) 相続人間のトラブルによる相続未了や、隣接土地所有者から境界の同意が得られないことによる境界未確定が主な原因である。 (今後の対応策等) 今後も継続的に調査等を実施し、引き続き未登記土地の解消を図っていく。 新規未登記土地の発生を防止するため、障害のある案件については、用地交渉の初期段階から権利関係者への働きかけを積極的に行い、障害の早期解消に努めながら用地の取得を行っている。 なお、平成28年度分11筆及び平成27年度分5筆については登記済みであり、未登記は平成10年度以前に取得した6筆である(平成29年12月13日時点)。 | |

| | | |
|---|--|-------|
| 監査対象所属 | 農土整備部 農土整備総務課 (景観づくり推進室、建設業対策室) | |
| 監査対象期間 | 平成28年度 | |
| 監査実施日 | 平成29年7月20日、8月24日 | |
| | 監査の結果 | 講じた措置 |
| (指導事項) 2件 (収入1、支出1) | | |
| 1) 山梨県屋外広告物講習会受講申込書に手数料として貼付してある収入証紙の全てに消印がされていなかった(消印実績簿には登録あり)。 | 1) (発生原因の検証結果) 収入証紙が貼付された受講申込書の原本を、消印せずして別冊として綴り込み、収入証紙消印簿には受講申込者一覧表のみを添付し回覧した。 (今後の対応策等) 新たに収入証紙消印事務に係るチェックリストを作成し、回覧時に受講申込書の原本を添付することとした。 | |

| | |
|---|---|
| <p>2) 建設業許可データ入力処理業務委託において、支払済の年額委託料と契約書に記載された年額委託料が相違しており、支払金額が過少となっていた。</p> | <p>また、屋外広告物講習会の受講受付マニュアルを改定し、受講申込書に関する取扱いを改正した。 今後は、これらのチェックリスト等に基づき、収入証紙の消印を確実に行う。 2) (発生原因の検証結果) 3年間の長期継続契約に關し、契約書には年額で記載したが、委託料の支払が月割で、消費税の計算時に円未満を切り捨てたため、契約金額と差異が生じた。 (今後の対応策等) 平成29年11月15日付けで適正な金額を記載した変更契約書を取り交わし、差額については、3年間の契約期間の最終月に支払うこととした。 今後は、契約書に記載する金額と月毎の支払金額に關して不整合の生じないよう、チェックを徹底する。</p> |
|---|---|

| | |
|--|--|
| <p>監査対象所属 県土整備部 道路管理課 監査対象期間 平成28年度 監査実施日 平成29年7月18日、8月17日</p> | <p>監査の結果 1) (発生原因の検証結果) 指導事項に係る工事は、当初、複数年に渡る工期が想定され、債務負担行為を設定したが、相手方との協議の結果、工事を区分し、単年度ごとの執行が可能であると判明したため、工事全体についての債務負担行為に係る支出負担行為を作成しなかった。 (今後の対応策等) 同様の協定を締結する際には、事務処理のチェックシートを作成するなど、チェック機能の充実を図ることにより、再発防止に努める。</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <p>監査対象所属 県土整備部 治水課 監査対象期間 平成28年度 監査実施日 平成29年7月12日、8月17日</p> | <p>監査の結果 1) (今後の対応策等) ①河川工事等原因者負担金 信用金庫への債務者の出資金20,000円を平成29年6月に収納した。 今後は、預貯金について調査範囲の拡大等</p> |
|--|--|

| | |
|---|---|
| <p>返還請求) 過年度分 先敷 1件 122,630,985円</p> | <p>を検討するとともに、他の債権者等による相続財産管理人選任申し立てについての情報を収集するなど、引き続き債権回収に努める。 ②雑入(土砂の不法投棄に係る不当利得の返還請求) 私法上の債権であり、債務者が死亡し、相続人もいない状態では、強制的な措置をとることができないため、相続財産管理人の選任の有無を確認している。 また、他に回収方法がないか調査・検討中である。 2) (発生原因の検証結果) 資金前渡の精算期日についての確認が不十分であったことから、精算手続が遅延した。 (今後の対応策等) 資金前渡の事務処理方法を再度確認し、チェック体制を整え、再発防止に努める。</p> |
|---|---|

| | |
|--|---|
| <p>監査対象所属 県土整備部 建築住宅課 (住宅対策室) 監査対象期間 平成28年度 監査実施日 平成29年7月19日、8月17日</p> | <p>監査の結果 1) (今後の対応策等) ①県営住宅使用料 県営住宅使用料の未済については、督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出し、連帯保証人への納入協力依頼及び督促、滞納6か月者に対する契約解除通告等を行い、滞納の解消に努めている。平成24年度からの取組として滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。 長期滞納者については、平成16年12月議会から原則議会毎に訴えの提起を行い、「滞納家賃の支払いと住宅の明渡しを求める訴訟」を提起し、長期滞納及び不良債権の抑制に取り組んでいる。(平成21年度からは知事専決となり、議会へは報告となっている。)平成26年度からは、訴訟対象者(悪質な者に限る。)の滞納月数を9か月以上から6か月以上として取り組んでいるところである。 平成25年度から、従来の民間債権回収会社では出来なかつた、督促、回収業務も委託内容に含めた県営住宅退去者滞納家賃等回収業務を弁護士に委託した。また、再任用職員も配置して督促強化などを実施する中で、債権回収に取り組んでいる。</p> |
|--|---|

| | |
|---|--|
| <p>(指導事項) 3件 (収入2、財産1) 1) 雑入について、次のとおり収入未済があった。 ①県営住宅使用料 過年度分 337,361,487円 平成28年度分 25,257,470円 合計 先敷 1,038件 362,618,957円 ②県営住宅駐車場使用料 過年度分 1,071,100円 平成28年度分 1,438,000円 合計 先敷 230件 2,509,100円 ③県営住宅被損賠償金 過年度分 先敷 23件 500,090円 ④無断退去者の退去修繕費 過年度分 先敷 14件 1,038,350円 ⑤県営住宅明渡し不履行損害賠償金 過年度分 先敷 4件 1,681,366円</p> | <p>1) (今後の対応策等) ①県営住宅使用料 県営住宅使用料の未済については、督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出し、連帯保証人への納入協力依頼及び督促、滞納6か月者に対する契約解除通告等を行い、滞納の解消に努めている。平成24年度からの取組として滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。 長期滞納者については、平成16年12月議会から原則議会毎に訴えの提起を行い、「滞納家賃の支払いと住宅の明渡しを求める訴訟」を提起し、長期滞納及び不良債権の抑制に取り組んでいる。(平成21年度からは知事専決となり、議会へは報告となっている。)平成26年度からは、訴訟対象者(悪質な者に限る。)の滞納月数を9か月以上から6か月以上として取り組んでいるところである。 平成25年度から、従来の民間債権回収会社では出来なかつた、督促、回収業務も委託内容に含めた県営住宅退去者滞納家賃等回収業務を弁護士に委託した。また、再任用職員も配置して督促強化などを実施する中で、債権回収に取り組んでいる。</p> |
|---|--|

さらに、平成28年3月より収納率向上につながる24時間納付可能なコンビニ収納を開始するとともに、平成28年度から2か月滞納者（従前3～5か月）の連帯保証人に対し、納入協力依頼の通知を送付し、督促の強化を図った。

平成29年度からは、弁護士委託に連帯保証人への督促・回収業務を追加し、更なる徴収強化に取り組んでいる。

一方、時効の援用がなされた債権については、適正に不納欠損処理を進めていく。

②県営住宅駐車場使用料

滞納者に対しては督促状の発付や滞納整理ローラー作戦の実施等により滞納の解消に努めている。平成24年度からの取組として滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。

今後も、悪質な長期滞納者に対しては、契約を解除し、明渡しを求めると、厳正に対処していく。

県営住宅使用料と同様に平成28年3月より収納率向上につながる24時間納付可能なコンビニ収納を開始するなどし、督促の強化を図った。

③県営住宅破損賠償金

県営住宅を退去する際の入居者負担の修繕費未納に係る賠償金であるが、相当期間が経過した債権であり、債務者が居所不明であるなど、回収が非常に困難であったが、追加調査を実施したところ、平成26年度までに27名中5名の所在が確認でき、そのうち4名は平成27年8月末に時効の成立により債権が消滅したため、不納欠損処理を行い、1名については現在納付指導中である。残りの22名については引き続き所在調査を行う。

④無断退去者の退去修繕費

無断退去したことから、債務者が居所不明であるなど回収が非常に困難であったが、平成25年度に実施した調査により、当時の対象者33名中、19名の所在を確認し平成28年度までには19名の滞納が解消されている。

残りの対象者14名に対し、債務者、連帯保証人及び相続人に対する所在調査や納入指導を行っており、残り14名のうち12名については納入指導中、他2名については債務者、保証人いずれも外国籍で所在不明のため継続して調査を行う。

⑤県営住宅明渡し不履行損害賠償金

2) 県営団地への電力供給及び電気通信設備設置を目的とした行政財産使用料の測定において、使用期間が1月に満たない場合に行う日割計算の日数が相違していたため、使用料が過少となっているものがあつた。

高額所得者等に対する明渡し請求にもかかわらず、退去に応じない者に対する損害賠償金であるが相当期間が経過した債権であり、債務者が居所不明になるなど、回収が非常に困難であったが、平成25年度までに実施した調査により5名の所在を確認し、1名は不納欠損処理済み。4名のうち3名については納入指導中である。なお、1名については死亡が判明しているため、引き続き相続人について調査を行う。

2) (発生原因の検証結果)

1年に満たない使用料の算定において、月割、日割計算を行うが、月割の算定において、終期日を起算日に該当する日の前日とすべきところ、起算日に該当する日にしてしまったため、日割の算定が1日少なくなり、使用料が過少となつてしまった。

(今後の対応策等)

電力供給業者及び電気通信設備設置業者に不足分の請求を行い、平成29年12月25日までに納入された。

今後は、月割・日割の計算方法について、周知徹底を図り、適正な額を算定・収納する。

3) (発生原因の検証結果)

①出資先の法人格変更に伴う事務手続についての理解が不十分であったため、移動報告が遅れてしまった。

②平成22年度から貸付を行っており（これ以前は使用許可）、第11号様式で使用許可財産に係る移動報告はなされているが、貸付に係る第11号様式の2による移動報告がされておらず、貸付簿が作成されていなかった。

(今後の対応策等)

①監査後直ちに公有財産の移動報告書を提出した。今後は、出資先団体の動向を的確に把握し、適正な事務処理を行う。

②監査後直ちに貸付移動報告を行い、貸付簿に登載した。今後は、貸付・移動に応じた適切な書式での報告を徹底する。

| | |
|-----------------------|----------------------|
| 監査対象所属 | 県土整備部 中北建設事務所 (本所) |
| 監査対象期間 | 平成28年度 |
| 監査実施日 | 平成29年5月8日～10日、6月9日 |
| | 監査の結果 |
| (指導事項) | 5件 (収入2、給与1、財産1、契約1) |
| 1) 歳入について、次のとおり収入未済があ | 1) (今後の対応策等) |
| | 議じた措置 |

| | |
|--|---|
| <p>った。</p> <p>①河川使用料 過年度分 先数 1件 13,169円</p> <p>②道路使用料 過年度分 1,400円 平成28年度分 100円 合計 先数 2件 1,500円</p> <p>③工事契約解除前払金返還利息 過年度分 先数 1件 34,356円</p> <p>④雑入(用地買収代金の返還を求めたもの) 過年度分 先数 1件 1,334,000円</p> <p>⑤延滞金、加算金及び過料 平成28年度分 先数 1件 60円</p> <p>⑥平成28年度に発生した延滞金、加算金及び過料の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。</p> <p>⑦特殊勤務手当(用地交渉手当・道路上作業手当)について、過大に支給されているものがあつた。</p> <p>⑧取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 97筆 平成28年度分 15筆 合計 112筆</p> <p>⑨単価契約である登記事務委託契約書の契約解除に関する約金条項が、単価契約のものとなっていなかった。</p> | <p>今後とも、未納者への電話による催告や、訪問を継続的にを行い、引き続き債権の回収に努める。</p> <p>所在不明の法人に対しては、法人登記簿や代表取締役の住民票取得により所在調査を行う。</p> <p>①(発生原因の検証結果) 納入状況の確認が不十分であつたため、督促状の発付が遅れてしまった。 (今後の対応策等) 取納状況の確認を適切に行い、期限内に督促状を発付し、適正な債権管理を図る。</p> <p>②(発生原因の検証結果) 特殊勤務手当の支給要件の確認が不十分であつた。 (今後の対応策等) 超過支給分については既に返納処理を行つた。 今後は、支給要件について職員への周知・指導を図るとともに、決算時の確認の徹底により、適切な処理を行う。</p> <p>③(発生原因の検証結果) 平成28年度分の15筆については、売買契約の締結が年度末であつたため、年度内に登記処理を行えなかつたものであり、全て登記処理は完了している。 (今後の対応策等) 過年度の未登記案件については、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p> <p>④(発生原因の検証結果) 単価契約書を作成する際に、記載内容の確認が不十分であつたため、契約解除された場合の約金に関する内容に誤りがあつた。 (今後の対応策等) 今後、同様の契約を締結する際には、契約書の条項の確認を行い、不備のないように努める。</p> |
|--|---|

| | |
|---|--|
| <p>監査対象所属 県土整備部 中北建設事務所(映北支所)</p> <p>監査対象期間 平成28年度</p> <p>監査実施日 平成29年4月19日～20日、5月30日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 3件(収入2、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>①河川使用料 平成28年度分 先数 6件 508,515円</p> <p>②工事契約解除に伴う約金及び前払金返還利息 過年度分 先数 1件 1,145,550円</p> <p>2) 平成28年度に発生した河川使用料の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定める督促状の発付が、納期限経過後20日以内に行われていなかった。また、債権管理について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める様式に準じた延滞債権管理簿が作成されていなかった。</p> <p>3) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 195筆 平成28年度分 55筆 合計 250筆</p> | <p>講じた措置</p> <p>1) (今後の対応策等) ① 河川使用料の収納状況の確認が不十分であつたため、未納者への催告が遅れ、出先機関の出納閉鎖(4月末日)までに収納されなかつた。 収入未済については、県の出納整理期間(4月及び5月)中に全額収納している。 収納確認や督促など、測定後に必要な手続について徹底を図り、再発防止に努める。 ② 債務者の関係者を訪問し、債務者の所在や保有財産の有無等についての調査を行つており、引き続き調査を行い、全額収納に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 河川使用料の収納状況の確認が不十分であつたため、督促状の発付が遅れ、延滞債権管理簿に登録しなかつた。 (今後の対応策等) 収入未済については、既に納入されている。河川使用料の収納状況については、適宜確認を行い、納期限が近い債務者には催促するなど、期限内納付に努める。 期限内に納付されなかつた場合は、速やかに督促状を発付し、延滞債権管理簿に登録し適正な債権管理を図る。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 平成28年度分の55筆については、売買契約の締結が年度末であつたため、年度内に登記処理を行えなかつたものであり、全て登記処理は完了している。 (今後の対応策等) 過年度分については9筆を処理しており、今後も引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p> |
|---|--|

| | |
|---------------------------|----------------------|
| 監査対象所属 | 県土整備部 映北建設事務所 |
| 監査対象期間 | 平成28年度 |
| 監査実施日 | 平成29年4月24日～26日、6月11日 |
| | 監査の結果 |
| (指導事項) 3件(収入1、財産1) | 1) (今後の対応策等) |
| 1) 歳入について、次のとおり収入未済があ | |

| | |
|--|---|
| <p>った。</p> <p>①河川使用料 過年度分 先数 1件 4,400円</p> <p>②工事契約解除に伴う違約金及び延納利息 過年度分 先数 3件 805,397円</p> <p>2) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 244筆 平成28年度分 14筆 合計 258筆</p> <p>3) 「一般県道 竹居御坂線水路改修工事」において、契約変更内容・理由が、山梨県公共事業ポータルサイトで公表されていた。</p> | <p>① 代表取締役が行方不明であり回収は困難であるが、関係機関と連携しながら、所在確認を行い、回収を行っている。</p> <p>② 代表取締役が行方不明の事業者については、回収は困難であるが、関係機関と連携しながら代表者の所在を確認し、督促を行い、分納等を進めていく。</p> <p>また、代表取締役の所在が明かな事業者については、訪問し、分納等による回収を行っていく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 平成28年度分の14筆については、売買契約の締結が年度末であったため、年度内に登記処理が行えなかったものであり、全て登記処理は完了している。</p> <p>(今後の対応策等) 過年度分については5筆を処理しており、今後も引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 公共事業総合管理システムにおいて、情報公開手続を行わずに支出命令準備の作業を行うと、警告が寄せられるが、その警告を見落としたことが原因である。</p> <p>(今後の対応策等) 指導事項の契約については、直ちに公表作業を行うとともに、他の契約についても確認し、必要事項が公表されていることを確認した。</p> <p>公共事業総合管理システムに関する確認作業をチェックリストにより確実にを行い、契約内容を適切に公表する。</p> |
| <p>監査対象所属 県土整備部 県南建設事務所</p> <p>監査対象期間 平成28年度</p> <p>監査実施日 平成29年4月19日～20日、5月31日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 3件(収入2、財産1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>①河川使用料 過年度分 1,714,400円 平成28年度分 77,020円 合計 先数 5件 1,791,420円</p> <p>②延滞金 過年度分 111,540円 平成28年度分 15,900円</p> | <p>1) (今後の対応策等) ① 過年度分については、20,000円を回収し、残額については、訪問や電話連絡による督促である。</p> <p>平成28年度分については、20,000円を回収し、残額については、債務承認及び納付誓約書に基づき、分割納付中である。回収の見込みがない未収金に関しては、「山梨県滞納債権処理方針」及び「山梨県</p> <p>講じた措置</p> |

| | |
|---|---|
| <p>合計 先数 1件 127,440円</p> <p>③工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 3件 533,466円</p> <p>2) 廃川敷地使用料について、平成28年度当初において前年度の使用料を徴収すべきところ、平成28年12月に測定が行われ遅延していた。</p> <p>3) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 725筆 平成28年度分 3筆 合計 728筆</p> | <p>債権回収及び処理で「ニューアル」に基づき、未収金処理の手続を行う。</p> <p>② 過年度分及び平成28年度分については、債務承認及び納付誓約書に基づき、現在、分割納付中である。</p> <p>③ 滞納者のうち1名については、納入を督促する通知の送付等を行った結果、毎月の分割納付をしており、今後も納入が履行されるよう債権管理を行っていく。</p> <p>納付に応じていない2者については、今後も引き続き、訪問等により納入を督促し、債権の速やかな回収に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 廃川敷地使用料の測定時期に関する理解が不十分だったことが原因である。</p> <p>(今後の対応策等) 平成29年度については、平成29年5月16日に測定を行い、6月9日までに収納済みである。</p> <p>事務所内において、情報の共有を図るとともに、チェックリスト等を用いた業務の進捗管理を適切に行い、再発防止を図る。</p> <p>3) (今後の対応策等) 平成28年度分の3筆については、売買契約の締結が年度末であったため、年度内に登記処理が行えなかったものであり、全て登記処理は完了している。</p> <p>過年度分については9筆を処理しており、今後も引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p> |
| <p>監査対象所属 県土整備部 富士・東部建設事務所 (本所)</p> <p>監査対象期間 平成28年度</p> <p>監査実施日 平成29年5月10日～12日、6月14日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 2件(収入1、財産1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>①道路使用料 過年度分 10,560円 平成28年度分 106円 合計 先数 2件 10,666円</p> <p>②工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 1件 31,636円</p> | <p>1) (今後の対応策等) ① 平成28年度分の収入未済については、納付方法等の連絡に日時を要したことや、相手方が道路使用料の納入に不慣れで事務処理に時間を要したことによるものであり、平成29年5月11日に収納済である。過年度分の収入未済については、不納欠損に向け関係課と協議中である。</p> <p>今後は、道路使用料の支払い実績がない相手方に対しては、申請を受け付ける段階で納入方法や納入時期の説明を徹底し、相</p> <p>講じた措置</p> |

| | |
|--|---|
| <p>2) 取得用地上未登記のものがあつた。 過年度分 543筆</p> | <p>手方の納入手続の際に必要となる道路占有許可書が納入通知書と同時に相手方へ行き渡るような措置を検討する。 また、財務システムにより随時納入状況を確認し、未収入状態の債権については電話連絡等を行い、早急に債権回収に努めることとする。 ② 債務者は多額の債務を抱えて倒産しており、債権の回収見込みがないため、不納欠損に向け関係課と協議中である。 2) (今後の対応策等) 過年度分については31件を処理しており、今後も引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p> |
|--|---|

| | |
|---|--|
| <p>監査対象所属 県土整備部 富士・東部建設事務所 (吉田支所) 監査対象期間 平成28年度 監査実施日 平成29年4月25日～26日、6月2日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (財産1) 1) 取得用地上未登記のものがあつた。 過年度分 210筆 平成28年度分 20筆 合計 230筆</p> | <p>講じた措置</p> <p>1) (今後の対応策等) 平成28年度分の20筆については、売買契約の締結が年度末であつたため、年度内に登記処理が行えなかつたものであり、全て登記処理は完了している。 また、過年度分については、「過年度未登記事務処理取扱要領」等に基づき、登記可能、登記保留及び登記対象外に分類の上、登記可能な案件から解消に向け処理を進めていくことであり、今後とも早期解消に努める。</p> |
|---|--|

| | |
|---|---|
| <p>監査対象所属 出納局 会計課 監査対象期間 平成28年度 監査実施日 平成29年8月8日、9月6日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (給与1) 1) 月60時間超の時間外勤務に係る実績の人事給与システムへの入力において、支給割合の区分を誤り(150/100で入力すべきところを135/100で入力)、時間外勤務手当を過少に支給していたものがあつた。</p> | <p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果) 勤務状況システムにおいて時間外勤務時間を集計する際に、十分な確認が行われていなかった。 (今後の対応策等) 正しい支給割合による時間数を入力し、9月の例月給与と合わせて不足額を支給した。再発防止のため、手当制度及び勤務状況システムの操作方法を確認するとともに、今後は、時間外勤務時間の集計の際に複数人で確認を</p> |
|---|---|

| | |
|--|---|
| <p>監査対象所属 出納局 管理課 監査対象期間 平成28年度 監査実施日 平成29年8月8日、9月6日</p> <p>監査の結果</p> <p>(意見) 1件 (契約1) 1) 果鷹の航空機用ジェット燃料の購入において、1リットル当たり単価の指名競争入札により契約業者を決定した後、著しい市場価格の変動に伴う単価変更時に、当該契約業者と協議を行つていたが、契約単価の変更について、変更単価の算定方法を含む具体的な判断基準が明記されていなかった。航空機用ジェット燃料についても、ガソリン等と同様に、市場価格の流動性が高く、原油価格や為替レートの変動に応じて変動することから、単価変更時における具体的な判断基準を設定し、契約書等に明記するよう検討された。</p> | <p>行うこととした。</p> <p>1) (今後の対応策等) 航空機用ジェット燃料の購入に係る契約書に、ガソリン等と同様に単価変更についての具体的な判断基準を設定することについては、ジェット燃料の性格等を考慮する中で、燃料契約全体の見直しと併せ、契約書への具体的な判断基準記載の適否、設定する場合の指標等の検討を行ったが、本県の契約実績において、おおよそ四半期に一度の金額の見直しを行つていくことや、近隣都県の半效において契約期間や見直し期間を四半期とすること、更に事務の効率を考慮して、契約期間を半期から四半期に短縮し、契約期間中は、単価の変更は行わない契約とした。</p> |
|--|---|

| | |
|---|---|
| <p>監査対象所属 企業局 総務課 監査対象期間 平成28年度 監査実施日 平成29年6月28日～29日、7月26日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (その他1) 1) 退職給付引当金の期末残高について、平成29年度末退職予定者に係る金額を、固定負債の退職給付引当金から流動負債の退職給付引当金に振り替えていたが、振替金額に誤りがあつた。</p> | <p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果) 引当金に係る会計処理についての理解が十分でなかった。 (今後の対応策等) 退職給付引当金について、平成29年度決算から翌年度退職予定者に係る固定負債から流動負債への振替は、当該職員に係る期末残高を計上することとした。 今後は、退職給付引当金の取扱いについて、固定負債・流動負債の区分けを明確にする事務処理メモを作成するとともに、引継ぎ等の際にも確実に引き継ぐ。</p> |
|---|---|

| | |
|--|------------------------------------|
| <p>監査対象所属 企業局 電気課 監査対象期間 平成28年度 監査実施日 平成29年6月28日～29日、7月26日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (給与1) 1) 児童手当の認定及び支給に関する事務の</p> | <p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果)</p> |
|--|------------------------------------|

| | |
|---|---|
| 取扱い等に関しては、「山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則」を準用しており、職権に基づき支給額の改定処理を行っていたが、額改定通知の作成及び受給者への交付を行っていないものがあつた。 | 受給者には改定額を口頭で連絡したが、「山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則」を熟知していなかったため額改定通知の作成及び受給者への交付を行わなかった。 (今後の対応策等) 該当する職員については、児童手当事務取扱要領に定める額改定通知書の交付を行った。 今後は、留意事項として引継書に記述するとともに、「山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則」を熟知し、適正な事務処理に努める。 |
|---|---|

| | |
|--|--|
| 企業局 発電総合制御所 | 企業局 発電総合制御所 |
| 監査対象所属 | 平成28年度 |
| 監査対象期間 | 平成29年5月18日、6月20日 |
| 監査実施日 | 監査の結果 |
| <p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 塩川発電所進入路に係る除雪業務委託契約において、契約保証金を免除していたが、契約保証金免除条項及び契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。</p> | <p>1) (発生原因の検証結果) 以前使用した契約書を、内容を確認しないまま利用したことによる。 (今後の対応策等) 必要条項に漏れがないこと、最新版のソフトウェアを利用していることを十分に精査したうえで、契約を締結する。 今後とも、適正な事務処理に努める。</p> |

| | |
|---|---|
| 企業局 石和温泉管理事務所 | 企業局 石和温泉管理事務所 |
| 監査対象所属 | 平成28年度 |
| 監査対象期間 | 平成29年5月31日 |
| 監査実施日 | 監査の結果 |
| <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のおり収入未済があつた。 温泉供給収益収入 過年度分 13,689,685円 平成28年度分 6,898,944円 合計 先数 38件 20,588,629円</p> | <p>1) (今後の対応策等) 未納者に対して、督促・催告・訪問等することにより、未収金の徴収を行った結果、平成29年11月末現在で、過年度分93,506円、平成28年度分6,006,701円の未収金を徴収した。今後も継続して未収金の回収に努める。 なお、滞納から3か月以上経過し支払意思が認められない債権者に対しては、債務額が累積しないよう、給湯停止などいしは契約解除を積極的に局本庁に上申している。 また、私的契約であるため、職員による督促・催促には法的措置の裏付けがなく限界がある(とりわけ県外居住者の場合)ため、局本庁士を活用した取り立て方法について、局本庁</p> |

における検討を始めている。

| | |
|---|---|
| 教育庁 総務課 | 教育庁 総務課 |
| 監査対象所属 | 平成28年度 |
| 監査対象期間 | 平成29年7月10日、8月22日 |
| 監査実施日 | 監査の結果 |
| <p>(指導事項) 3件 (収入1、給与1、物品1)</p> <p>1) 平成28年度教育統計調査(学校教員統計調査)委託費において、額の確定通知に伴う調定減額は行われていたが、れい出継続を失念したため、翌年度において過年度支出されていた。</p> | <p>1) (発生原因の検証結果) 文部科学省から委託費の確定通知(減額)が平成29年5月17日に到達、直ちに調定減額の処理を確定したが、国費返納分のれい出処理を失念したまま、出納整理期間が経過してしまつた。 (今後の対応策等) 実務担当者が財務規則を熟知するとともに、担当内でのチェックを徹底することで再発防止に努める。さらに、経理担当、会計課とも再発防止策を検討し、適切な事務処理を徹底することとする。</p> |

2) 傷病休暇により月の全日数を勤務していない職員に通動手当が支給されていた。

2) (発生原因の検証結果)
傷病休暇期間の確定が平成29年3月、4月であつたので、速やかに通動手当の停止入力を行うべきであつたが、年度末・年度当初の事務処理に追われ、その手を失念していた。
(今後の対応策等)
8月給与入力処理時に、福利給与課に協議の上、平成29年8月、人事給与システムへ通動手当の停止入力を行った(停止に伴うれい入金については、平成29年8月25日納入済)。
今後は、毎月の給与事務の取りまとめ(時間外勤務等の集計等)に併せて、各所属に対し、月の全日数を勤務していない職員がいる場合は報告をするよう指示を行い、報告がある場合は速やかに人事給与システムへ通動手当の停止入力を行うこととする。

3) 購入した公印(高校改革・特別支援教育課長印)について、公印の名称に「山梨県」の文字が不足していたため、使用できず、翌年度において棄却し、再度購入していた。

3) (発生原因の検証結果)
事務担当者が公印名称を確認せずに発注してしまつた。
(今後の対応策等)
物品購入においては、規格・品質等を十分に確認した上で物品要求を行うことを徹底する。
また、決裁ルート上の職員はその物品の必要性を吟味するとともに、その内容を確認し、再発防止に努める。

| | | |
|------------------------------|------------------|---|
| 監査対象所属 | 教育庁 福利給与課 | |
| 監査対象期間 | 平成28年度 | |
| 監査実施日 | 平成29年7月13日、8月22日 | |
| | 監査の結果 | 講じた措置 |
| (指導事項) 1件(物品1) | | |
| 1) 公印(課長印)が備品原簿に登録されていたなかった。 | | 1) (発生原因の検証結果) 山梨県財務規則に定める物品の取扱いについての認識が不足していた。 (今後の対応策等) 直ちに備品原簿への登録を行った。 今後は山梨県財務規則や山梨県教育委員会公印規程に基づき事務処理が適切に行われるよう、職員に周知徹底を図り、再発防止に努める。 |

| | | |
|---|------------------|---|
| 監査対象所属 | 教育庁 高校教育課 | |
| 監査対象期間 | 平成28年度 | |
| 監査実施日 | 平成29年7月12日、8月22日 | |
| | 監査の結果 | 講じた措置 |
| (指導事項) 1件(収入1) | | |
| 1) 昨年度の定例監査で、収入未済に係る延滞債権管理簿の金額に誤りのあるものがあり、また、平成27年度中に行われた交渉経緯等が記載されていないものがあつたため、指導事項とした。今年度の監査でも、延滞債権管理簿の金額に誤りのあるものがあり、また、平成28年度中に行われた交渉経緯等が記載されていないものがあつた。 | | 1) (発生原因の検証結果) 延滞債権管理簿においては、電話をかけてもつながらず、納付書を送付しても反応が無く、転勤等により現住所の把握が困難な事例もあつたが、本来なら交渉記録として残すべき事案を残さないものがあつた。また貸付内容が確認できないものもあつた。 (今後の対応策等) 交渉記録等については、当該貸付の内容が確認できる資料等を参考にしながら作成することとし、その処理件数が多い中、その記載内容の確認をしっかりと行うと共に、相手との会話ができなかつた場合についても通話の日時等を記録するなどして再発防止に努める。 また、最新の滞納金額に時点修正されていないものについては、直ちに時点修正を行う。 |
| (指導事項) 3件(収入3) | | |
| 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 ①教育奨励資金貸付金償還金 過年度分 13,059,900円 平成28年度分 490,000円 合計 先数 44件 13,549,900円 ②地域改善対策高等学校等奨学資金返還金 過年度分 18,406,042円 平成28年度分 662,486円 | | 1) (今後の対応策等) 債務者の経済的困窮などの状況もある中で、多額の債務の返済が、なかなか進んでいない状況がある。 「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に従い、所在調査を強化すると共に、3つの奨学金とも「山梨県滞納債権処理方針」に基づき、滞納債権回収の強化を図る。具体的には、現年度調定分については、期限までに納入が |

| | | |
|---|--|--|
| 合計 先数 29件 19,068,528円 ③定時制課程等就学奨励金返還金 過年度分 先数 8件 711,000円 | | ない者に対しては、文書による督促や電話連絡、家庭訪問等により納入を促す。また、過年度調定分についても、現年度分と同様に電話連絡等により納入を督促するなどして、未収金を減らす努力を継続する。更には、戸内において、債権回収のノウハウを有する出納局などにも相談しながら回収困難な債権についても、効率的・効果的な回収を図る。 2) (発生原因の検証結果) 毎年借用証書の提出を催促しているが、十分な協力を得られていない。 (今後の対応策等) 今後とも電話・文書などで債務者との話し合いを継続しながら、借用書の提出を求めていく。 3) (発生原因の検証結果) 教育奨励資金貸付金については、その貸付内容が把握できていないもの等もあり延滞債権管理簿が作成できておらず、また書類の保存については債務者の氏名が不明なものもあり、整備できない状況である。 (今後の対応策等) 延滞債権管理簿については、台帳作成に使用した過去のデータを拾い出すなどし、また当該貸付の内容が確認できる資料等を参考にしながら作成する。 また、債務者の氏名が不明であるものについては、一括調定したときの計算ミス(貸付実績はない)と思われるが、それを確定させる確たる証拠も現在のところ存在しないため調定の取消を行うこともできかねる状況である。 |
|---|--|--|

| | | |
|---|------------------|---|
| 監査対象所属 | 教育庁 社会教育課 | |
| 監査対象期間 | 平成28年度 | |
| 監査実施日 | 平成29年7月13日、8月22日 | |
| | 監査の結果 | 講じた措置 |
| (指導事項) 2件(収入1、物品1) | | |
| 1) 山梨ことぶき勸学院学習費(過年度分)に、710,000円の収入未済があつた。 | | 1) (発生原因の検証結果) 収入未済になつていている710,000円については、山梨ことぶき勸学院の基本学習費として県に納入するため岐阜教育事務所で保管していた現金が亡失したものであり、平成23年5月31日に同所から日下部警察署に被害届を提出し、警察による捜査が行われている。 (今後の対応策等) 平成30年4月21日に刑事事件の公訴時効が到来し、犯人の特定が困難になること |

| | |
|---|--|
| 2) パソコンのリース期間が過ぎていても かかわらず、占有物品の払出処理がされて いなかった。 | 等と契機に不納欠損処理を行う方向で関係課 と協議して行く予定。 2) (発生原因の検証結果) 平成27年度にパソコンのリース契約が終 了したが、占有物品払出調書の作成を失念し ていた。 (今後の対応策等) 指導のあった物品については、指導後速や かに占有物品払出調書を作成した。今後は、 担当者の引継書に留意事項として記載し再発 防止を図るとともに、物品管理について、課 員に財務規則の規定を周知し適正な事務処理 に努める。 |
|---|--|

| | |
|--------|-----------------|
| 監査対象所属 | 教育庁 学術文化財課 |
| 監査対象期間 | 平成28年度 |
| 監査実施日 | 平成29年7月7日、8月22日 |

| | |
|---|---|
| (指導事項) 3件 (収入1、支出1、物品1) 1) 平成28年度の行政財産使用料について、 調定が遅延していた。(2件) | 1) (発生原因の検証結果) 本来、年度当初に行うべき調定を認識不足 により失念しており、調定が遅延してしまっ た。 (今後の対応策等) 通年行う事務処理については、一覧表を作 成するなど見える化を図り、業務に関する期 限設定と優先順位付けを徹底するなど、進捗 業務管理を厳格に行い、遺漏のないように努 める。 2) (発生原因の検証結果) 年度当初の多忙期であったこと、支払事務 についての理解が不十分であったことから手 続を失念し、支払いが遅延した。 (今後の対応策等) 事業実施の際には、費用負担手続について 確認を行うなど、支出を念頭に置いた準備を 行うとともに、月ごとに支払状況の確認を行 い遺漏のないように努める。 3) (発生原因の検証結果) 使用目的が決まった購入であり、購入後直 ちに払い出しを行うことから、郵便切手類受 払簿への記載が不要と誤認していた。 (今後の対応策等) 直ちに記載すべき事項を確認し、郵便切手 類受払簿へ記載した。 今後は、同様の記載ミスが生じないように、 郵便切手類の受入れ、払出しの際は必ず受払 簿に記載することを徹底するとともに、財務 |
|---|---|

規則、関係通知等を確認の上事務処理を行う
よう周知徹底する。

| | |
|--------|-------------------|
| 監査対象所属 | 議会事務局 |
| 監査対象期間 | 平成28年度 |
| 監査実施日 | 平成29年8月3日～4日、9月1日 |

| | |
|-----------------|--|
| (指導事項) 1件 (給与1) | 1) 1) 週休日の振替において、やむを得ない理 由で同一週内の振替ができない場合、1週 間の勤務時間が38時間45分を超える部 分について、25/100の割合を乗じて 得た額を時間外勤務手当として支給すべ きところ、支給されていないものがあつた。 (今後の対応策等) 未支給分について直ちに集計を行い、対象 者に追加支給を行った。 今後は、時間外勤務手当の支給が適切に行 われるよう、職員への周知と適正な事務処理 の徹底を図る。 |
|-----------------|--|

| | |
|--------|----------------------|
| 監査対象所属 | 警察本部 |
| 監査対象期間 | 平成28年度 |
| 監査実施日 | 平成29年7月25日～26日、8月24日 |

| | |
|---------------------|---|
| (指導事項) 2件 (収入1、財産1) | 1) (今後の対応策等) 継続的に滞納処分を視野に入れた所在調 査、電話、臨戸等を行い徴収に努めた結果、 平成29年11月末においては、放置違反金 4件60,000円、延滞金1件2,500円を徴収納 付した。 今後も引き続き、各種調査を実施し、適正 な債権管理に努める。 2) (発生原因の検証結果) 出資先の名称が変更された際に、各種手続 の確認不足により登録漏れとなったもの。 (今後の対応策等) 予備監査後、速やかに、公有財産管理シ ステムにおいて、出資先名称の修正登録を行っ た。 今後は、公有財産台帳の内容に変更が生じ た際、事業担当課より速やかに報告させ、公 有財産の修正登録を確実に、適正管理に 努める。 |
|---------------------|---|

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年四月二十六日

山梨県警察本部長 青 山 彩 子

一 一般競争入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量 交通管制システム上位装置設備 一式
- 2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間 平成三十一年三月一日から平成三十六年二月二十九日まで
- 4 借入場所

(一) 山梨県防災新館内 山梨県警察本部
富士吉田警察署内 富士北麓サブセンター(新庁舎)

二 事務を担当する所属 山梨県警察本部交通部交通規制課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者であること。

- 2 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

- 3 平成三十年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等(平成三十年山梨県告示第百十一号)の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。

- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七條第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一條第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九條第一項の更生計画認可の決定があつた場合に

あつては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 6 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二十一條第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 7 民事再生法附則第二條による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十二條第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。

- 10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としないこと。
- 11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

- 12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。
- 13 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。)に次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者のいない法人であること。

- (一) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (二) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二條若しくは第十二條の六の規定による命令又は同法第十二條の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

- (四) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

四 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部交通部交通規制課 制第二係 電話〇五五―二二一―〇一一〇

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成三十年五月十四日(月)までの山梨県の休日(平成年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに四一の交付場所において交付する。

3 入札説明会 実施しない。ただし、現地確認を希望する者には、次の日程で現地説明を行う。平成三十年五月十五日(火)午後二時 場所及び問合せ先は四一と同じ。

4 入札及び開札の日時及び場所 平成三十年六月八日(金)午後二時 山梨県警察本部交通部交通規制課交通管制センター試験室

5 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 平成三十年六月七日(木)午後四時までに山梨県警察本部交通部交通規制課管制第二係(郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書の記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる業務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

五 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成三十年五月二十八日(月)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに四一の場所に直接持参、郵便又は信書便により提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否 要

6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することがある。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部交通部交通規制課(電話〇五五―二二一―〇一一〇)

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Higher Layer of Traffic Control Device System, 1 set

2 Date and time for tender: 2:00 PM June 8, 2018

3 Bureau in charge: Traffic Regulation Division, Traffic Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8586 Japan TEL 055-221-0110

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番